網引小学校 PTA 会長 OB · OG 会会則

第1条 (名称)

本会は、網引小学校PTA会長OB・OG会と称す。(以下本会とする)

第2条 (事務所)

本会の事務所は、会長の示す所に置く。

第3条 (目的)

本会は、網引小学校PTAの発展と会員の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1)年度初めと年度末にその年度のPTA活動の方針、内容等について、その年度のPTA会長は報告または反省を行い、協力を求めたり意見を徴したりする。 但し、定例会開催日は年度初め7月、年度末3月又はそれに近い月とする。 また、年度初めは金曜日、年度末は土曜日開催を基本とする。
- (2) 会員の親睦に関すること。
- (3) その他本会の目的に必要な事項。

第5条 (会員)

本会は、次の者をもって構成する。

- (1) この目的に賛同する歴代PTA会長、校長、教頭。
- (2) 当該年度のPTA会長、筆頭副会長、校長、教頭。

第6条 (役員)

本会に、次の役員を置く。任期は5年とする。

会長 1名 副会長 3名 幹事長 1名 会計 1名(当該年度PTA会長)

第7条 (会費)

本会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、年間3000円とし、年度初めに徴収する。

懇親会の会費は1回につき5000円とする。

但し、当該年度のPTA会長、筆頭副会長、校長、教頭から年会費は徴収しない。

第8条 (会計)

本会の会計年度については、網引小学校PTA会計年度と同じくする。

本会会員は、会計帳簿および通帳・徴憑書類を閲覧することができる。

第9条 (褒賞)

本会の退会者には、感謝状並びに記念品を贈る。

第10条(慶弔)

本会の会員及び、退会者が死亡した場合は、役員において弔慰を協議決定する。

第11条(付則)

本会の会則は 1978年3月1日より施行する。

1986年より一部挿入。

1988年6月3日より一部改正。

1998年3月7日より一部改正。

2001年5月27日より一部挿入。

2003年5月31日より一部改正。

2006年7月 1日より一部改正。

2007年2月24日より一部改正、挿入。

2009年6月 5日より一部挿入。

2012年3月 3日より一部改正。

2018年3月 1日より一部改正。

2019年6月17日より一部改正。挿入。